

# 資料編

## 計画策定の経過

開催（実施）日	開催（実施）事項	内 容
平成15年度		
平成15年12月 8日 ～12月24日	「子育て支援に関するアンケート調査」の実施 対象: 就学前児童(0～5歳)の保護者 820人 小学生(1～6年生)の保護者 630人	
平成16年度		
平成16年 5月19日	第1回地域協議会	・会長, 副会長選任 ・行動計画の概要, 策定の進め方
平成16年 6月 7日	エンゼルプラン推進本部 会議	・エンゼルプラン実績の検証
平成16年 6月24日	第2回地域協議会	・地域協議会の進め方 ・地域協議会での検討テーマの設定 ・テーマごとのグループワーク
平成16年 7月 6日	第3回地域協議会 (第3グループ)	・第3グループの協議, 意見交換 (テーマ: 子どもが健やかに安心して過ごせる環境づくり)
平成16年 7月 8日	第3回地域協議会 (第2, 4グループ)	・第2, 4グループの協議, 意見交換 (テーマ: 親と子の健やかな育ちに向けた取り組み, 子育てと仕事の両立への支援)
平成16年 7月 9日	第3回地域協議会 (第1グループ)	・第1グループの協議, 意見交換 (テーマ: さまざまな子育て支援サービス)
平成16年 7月29日	第4回地域協議会	・ワークショップの結果報告, 意見交換 ・原案策定委員会の委員選出 ・今後のスケジュール
平成16年 8月 6日	第1回庁内幹事会	・行動計画の概要, スケジュール ・これまでの経過説明, 今後の進め方
平成16年 9月 3日	第2回庁内幹事会	・行動計画素案の検討
平成16年 9月 6日	第1回原案策定委員会	・原案策定委員委嘱 ・委員長, 職務代理者選任 ・原案策定委員会の活動内容
平成16年 9月14日	第3回庁内幹事会	・行動計画素案の検討
平成16年 9月28日	第4回庁内幹事会	・行動計画素案の検討
平成16年10月 5日	第1回推進本部会	・行動計画素案の検討
平成16年10月25日	第2回推進本部会	・行動計画素案の検討
平成16年11月 4日	第5回地域協議会	・行動計画素案の報告

開催（実施）日	開催（実施）事項	内 容
平成16年11月11日	第2回原案策定委員会	・行動計画素案の検討
平成16年11月25日	第3回原案策定委員会	・行動計画素案の検討 ・第1章～第3章の補足説明
平成16年12月 2日	第4回原案策定委員会	・行動計画素案の検討 ・第4章:推進事業,特定事業の検討
平成16年12月16日	第5回原案策定委員会	・第4章:推進事業,特定事業の検討 ・第5章:推進体制の検討
平成17年 1月 7日	第5回庁内幹事会	・行動計画原案の検討
平成17年 1月13日	第6回庁内幹事会	・行動計画原案の検討
平成17年 1月21日	第3回推進本部会	・行動計画原案の検討
平成17年 2月 1日	第4回推進本部会	・行動計画原案の検討
平成17年 2月 7日	第5回推進本部会	・行動計画原案の検討
平成17年 2月11日	第1回社会福祉審議会	・行動計画案の諮問
平成17年 3月17日	第2回社会福祉審議会	・行動計画案の諮問
平成17年 3月24日	第6回推進本部会	・行動計画案の検討

## エンゼルプランの中で新たな施策の展開に掲げていたが、 行動計画に移行しなかった事業

事業名	担当課	説明
休日一時保育	児童課	特定事業のとおり休日保育と一時保育に分けて事業化する。
認可外保育所の運営支援	児童課	経済的な支援は現段階では実施困難なため。
他施設（福祉施設等）との合築	児童課	現段階では具体的に検討していないため。
教育110番の子ども相談窓口としての見直し	学校教育課	教育110番事業としてまとめる。
いじめ等に関する子どもの悩み相談	学校教育課	教育委員会の相談機関が現在も関わっているため
幼児教育センターの設置	生涯学習課 児童課	子育て支援の拠点としてのつどいの広場事業に発想を転換する。
児童センターのこどもまつり	児童センター	現段階では具体的に検討していないため。
郷土芸能，文化の継承	生涯学習課	現段階では具体的に検討していないため。
幼稚園の定員の弾力的運用	教育委員会総務課	公立幼稚園への入園希望に対応できているため。
公立幼稚園の3年保育	教育委員会総務課	私立幼稚園で実施しているため。
市内賃貸住宅の空家等を活用した子育て支援に関わる施策の検討	児童課	空家ではなく空き店舗の活用を検討する。
託児所付き集合住宅の建設費補助	児童課	経済的な支援は現段階では実施困難なため。
子育て世帯，共働き世帯に対する家賃補助	児童課	経済的な支援は現段階では実施困難なため。
子育て世帯，共働き世帯に対する敷金補助	児童課	経済的な支援は現段階では実施困難なため。
子育て世帯，共働き世帯に対する公庫融資についての利子補給	児童課	経済的な支援は現段階では実施困難なため。

## 行動計画に新たに取り入れた事業（特定事業一覧）

が実施事業

No	事業名	担当課	説明
1	一時保育事業	児童課	保護者の仕事、疾病、出産、冠婚葬祭等の緊急かつ一時的な理由で家庭での保育が困難となる場合に保育所で子どもを預かります。
2	特定保育事業	児童課	保育所入所の対象とならない児童で、保護者の就労形態により、家庭での保育が一定期間継続して困難となる児童を、保育所において保育します。
3	ファミリー・サポート・センター事業	児童課	育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となって一時的、臨時的に有償で子どもを自宅で預かる相互援助活動組織で、依頼会員はおおむね小学校3年生までの子どもを持つ保護者となります。
4	子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	児童課	保護者の仕事、疾病、出産等の理由で子どもの養育が一時的に困難となる場合等に、児童養護施設において一定期間、養育及び保護を行います。
5	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ事業)	児童課	保護者の就労等の理由で、家庭における子どもの養育が一時的に困難となった場合等に、児童福祉施設において、生活指導、夕食の提供等を行います。
40 ~43	地域子育て支援センター事業	児童課	保育所が地域に開かれた保育所を目指して、子育て広場、園庭開放、体験保育、出前保育、育児相談等の事業を実施します。
79	つどいの広場事業	児童課	子育て支援サービス等に関する情報提供、相談及び助言、サービス提供者と利用者との連絡調整を行う等、子育ての総合窓口を設置すると共に、子育て中の親子が気軽に遊べる場を提供します。
228	通常保育事業	児童課	保護者の就労や疾病等により、昼間、保育に欠ける乳幼児を保育所で預かります。
231	延長保育事業	児童課	通常保育の利用者に対し、通常の保育時間を超えて延長して保育を行います。
232	夜間保育事業	児童課	午後10時までの開所を基本とする保育を実施します。
233	病児・病後児保育事業 (施設型、派遣型)	児童課 健康課 芦屋病院	病気や病後回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、施設型は病院や保育施設で、派遣型は病児宅や保護者宅等で児童を預かります。
234	休日保育、年末保育事業	児童課	保護者の就労形態の多様化に伴う保育ニーズに対応するため、日曜、祝日における保育を実施します。
240	放課後児童健全育成事業(留守家庭児童会での受け入れ)	スポーツ・青少年課	保護者等の就労のため、放課後、家庭での保護が受けることのできない小学生児童の健全育成を図るため、留守家庭児童会での受け入れを実施します。

## 行動計画に新たに取り入れた事業（推進事業一覧）

No	事業名	担当課	説明
23	相談員の育成	関係課	子どもや子育て家庭にかかわる様々な問題に適切に対応できるように、資質の向上に努めます。
26	広報紙等による子育て情報の提供	広報課 関係課	広報紙、ホームページ等において、子育て支援サービス全般に関する情報を一つにとりまとめて提供します。
60	空き店舗を活用した子育て支援	児童課 経済課	市内の商店街の活性化を図るため、商業施設等の空店舗を活用した子育て支援サービスの展開を図ります。
61	子育て専門員の確保、配置	関係課	身近なところに子育ての専門的な知識を持った指導者を配置し、安心して子育てができるまちづくりを目指します。
65	地域あいさつ運動の実施	関係課	地域での子育て支援、見守り活動として、地域住民による子育て家庭や子どもへの声掛け、あいさつ運動を促進します。
77	学童期、思春期における問題に対する関係機関のネットワーク	児童課 学校教育課	学童期、思春期における様々な問題に対応するために、関係機関の連携を深め、相談体制の充実を図ります。
80	子育て情報冊子（マップ）の作成、配布	児童課	保育所、病院、公共施設、遊び場・公園等の子育て関係施設を掲載したマップを作成し、配布します。
120	就学前健康診査の充実（予防接種啓発パンフレットの作成）	学校教育課 健康課	就学前健康診断において、予防接種を受けてもらうための啓発パンフレットを作成、配布し、個別の対応をします。
127	地域の団体における食育の活動推進	関係課	乳幼児期から正しい食習慣が身に付けられるように、地域の団体（子ども会、PTA等）が食に関する情報提供や指導を行います。
133	健康教育（性や薬物、喫煙に関する正しい知識の普及を図る教育）の実施	健康課 学校教育課	性や薬物、喫煙等に関する正しい知識の普及を図るための教育、啓発を行います。
135	スクールカウンセラー、保健室の活用	学校教育課	子どもが身近なところで気軽に相談できるように、スクールカウンセラーの配置、保健室の充実を図ります。
137	抗体のない母親の予防接種の推進	健康課	子どもの感染症の予防の観点から、抗体のない母親の予防接種の推進を図るため、啓発パンフレットを作成します。
139	救急法の学習	消防署	子どもの急病や事故等の際に、素早く適切な対処ができるように、保護者を対象とした応急手当や救急法の啓発や学習機会の提供を行います。
142	家庭や子どもの大切さについての教育、啓発	関係課	家庭や子どもの大切さについての理解を深めるために、学校における授業やボランティア活動を通して幼い子どもと触れ合う機会を持ち、将来子育てに向き合う気持ちを養っていきます。
145	父親の子育てに対する積極的参加の促進	関係課	父親が地域の行事や家庭での育児に参加できるような集会やイベントを企画し、あらゆる機会を通じ積極的に父親の参加を促します。
162	学校評議員制度	学校教育課	保護者や地域住民の意見、意向を積極的に取り入れる等、家庭、学校、地域の連携による特色ある教育活動を推進します。
163	地域への情報提供	学校教育課	幼稚園、学校に対する保護者や地域住民の理解を促進するため、学校園についての情報提供を行います。
165	児童館の充実	児童課 児童センター	放課後、児童が活動できる場を確保するために、児童館事業の充実を図ります。
167	子どもの居場所としての青少年センターの充実	スポーツ・ 青少年課	児童の活動の場の一つとなるように、青少年センター機能の充実を図ります。
174	自然学習が身近にできる環境作り（里山作り）	関係課	小学生高学年や中学生が思う存分体力を使うことができるような身近な環境がこれから求められている中で、自然学習や体験ができる環境作り（プレイパーク等）を推進します。
202	中高生をリーダーとするボランティア等の活動	スポーツ・ 青少年課	中高生の自主性を尊重し、かつ、地域で次代の社会を担う大人になるための資質を養うことができるよう、リーダーの育成、支援を行います。
205	命の尊さに関する教育、啓発	関係課	虐待、いじめ、犯罪等の児童の問題にかかわりのある機関全てが、あらゆる機会を通じ、命の大切さを訴える啓発活動を行います。
210	心身障害児早期療育訓練事業「すくすく学級」	障害福祉課	現在早期療育が必要とされた乳幼児とその保護者に母子通園の場を設けて、保育と訓練指導を行い、子どもの育ちを援助します。
216	軽度発達障害児に対する理解の促進と研修、研究会の実施	障害福祉課 児童課 学校教育課	療育、保育、教育に携わる現場職員が軽度発達障害児に対する理解を深めることができるように、指導方法に関する研修や研究会を実施します。
224	情報教育の充実	関係課	携帯電話やパソコン等、情報機器の適正な利用や発信される情報の適正な判断能力を養うための、情報教育を行います。
226	関係機関の連携による環境浄化活動	青少年愛護センター	青少年の健全育成のために、行政、警察、家庭、学校、地域及び関係機関が連携を図り、地域ぐるみで環境浄化活動を推進します。
239	幼稚園との連携、協力	児童課 学校教育課 教委総務課	学校園の余裕教室等を活用し、保育所サービスの提供を図ります。
249	男性の働き方の見直しに向けた啓発	経済課 男女共同参画担当	男性を含めた全ての人が、仕事時間と生活時間のバランスが取れる多様な働き方が選択できるように、働き方の見直しに向けての啓発を行います。
251	住宅に関する情報提供	住宅課	子育て世帯の住宅に関するニーズに対応するため、住宅に関する情報提供を行います。
256	ユニバーサルデザインの子育てマップの作成	児童課	多くの人が集まる主要駅、公共施設や商業施設等では、ユニバーサルデザイン化を推進し、皆が利用しやすいように情報提供を行います。
265	危機管理体制の強化	児童課 学校教育課	警察との連携により、学校園、保育所での危機管理に対する情報交換を行うと共に、緊急時に子どもの安全を守ることができるように体制の整備を強化します。

# 芦屋市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱

## (設置)

第1条 児童の健全育成にかかわる市内の関係機関の相互連絡を密にすることにより、子育て支援策の総合的かつ効果的な推進を図るため、芦屋市次世代育成支援対策地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

## (所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 子育て事業等に関する情報収集及び情報提供に関すること。
- (2) 子育て事業等の在り方に関すること。
- (3) 子育てに関する関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、目的を達成するための必要な事項に関すること。

## (構成)

第3条 協議会は、次に掲げる団体から選出された委員をもって構成する。

- (1) 子育て支援団体
- (2) 任意の子育てグループ
- (3) 市内で活動する任意団体
- (4) 国及び県の機関
- (5) 社会福祉団体
- (6) 教育関係団体
- (7) その他子育て支援事業推進に関し識見を有すると認められる団体

## (会長の職務)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、構成員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 協議会は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

## (事務局)

第6条 協議会の庶務は、保健福祉部の児童に関する事務を所管する課において行う。

## (補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

## 附 則

この要綱は、平成16年3月1日から施行する。

## 芦屋市次世代育成支援対策地域協議会参加団体名簿

分 野	団 体 名
子育て支援団体	芦屋市子ども会連絡協議会
	芦屋市学童保育保護者会連絡会
	芦屋市保育推進保護者会協議会
	保育協会芦屋支部
子育てグループ	子育てセンターグループ - りんご
	まちの子育てひろばグループ - すくすく
	女性センター登録グループ - 特定非営利活動法人さんぴいす
任意団体	芦屋市人権擁護委員会
	芦屋地区更生保護女性会
	芦屋市地方労働組合協議会
	芦屋青年会議所
	芦屋経済人会議
	芦屋市商工会
	芦屋市医師会
	芦屋市歯科医師会
	芦屋市薬剤師会
	芦屋栄養士会
	芦屋いずみ会
	看護協会西阪神支部
国・県の機関	芦屋健康福祉事務所
	芦屋警察
	兵庫労働局
社会福祉団体	芦屋市白菊会
	芦屋市民生児童委員協議会
	芦屋市社会福祉協議会
	浜風の家
教育関係団体	芦屋市 P T A 協議会
	私立幼稚園会
	芦屋市青少年育成愛護委員会
	芦屋市教職員組合（連合兵庫西阪神地域協議会）



# 芦屋市次世代育成支援対策行動計画原案策定委員会設置要綱

## (設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づき、子育てについての理解を深め、子育てに喜びを実感できる社会を作るための行動計画の原案を策定するため、芦屋市次世代育成支援対策行動計画原案策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

## (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 芦屋市次世代育成支援対策行動計画の原案策定に関する事。
- (2) その他設置目的達成のため必要な事項に関する事。

## (組織)

第3条 委員会は、13人以内の委員をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募による市民
- (3) 子育て支援団体の代表
- (4) 任意の子育てグループの代表
- (5) 市内で活動する任意団体の代表
- (6) 国及び県の機関の代表
- (7) 社会福祉団体の代表
- (8) 教育関係団体の代表
- (9) 行政関係者の代表

## (任期)

第4条 委員の任期は、平成17年3月31日までとする。

## (委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会議を総理する。
- 3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

## (事務局)

第7条 委員会の庶務は、児童に関する事務を所管する課において行う。

## (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 附 則

この要綱は、平成16年5月1日から施行する。

## 芦屋市次世代育成支援対策行動計画原案策定委員会委員名簿

	氏 名	所属・役職名等
学識経験者	中田 智恵海	武庫川女子大学助教授
	佐々木 勝一	京都光華女子大学助教授
市民委員	石谷 春奈	市民委員
	井戸 正枝	市民委員
	榎田 敏彦	市民委員
地域協議会	一色 百合子	芦屋市保育推進保護者会協議会会長
	大脇 巧己	特定非営利活動法人さんぴいず事務局長
	河盛 重造	芦屋市医師会理事
	塩見 健治	芦屋市商工会事務局長
	中井 和枝	芦屋市PTA協議会会長
	野田 京子	芦屋栄養士会会長
	牧野 君代	芦屋市青少年育成愛護委員会会長
行政	浅原 友美	芦屋市保健福祉部長

委員長 職務代理者

## 芦屋市社会福祉審議会委員名簿

	氏 名	所属・役職名等
学識経験者	白石 大介	武庫川女子大学教授
	中田 智恵海	武庫川女子大学助教授
	小笠原 慶彰	京都光華女子大学教授
	安井 多津子	芦屋市医師会副会長
市議会の議員	来田 守	芦屋市議会議長
	田中 えみこ	芦屋市議会民生文教常任委員長
社会福祉団体等の代表	中條 智子	芦屋市社会福祉協議会会長
	中村 厚子	グループ「フォロー」代表
	亀山 昌也	芦屋市老人クラブ連合会会長
市の職員	岡本 威	芦屋市助役

会長    副会長

# 芦屋市次世代育成支援対策行動計画庁内推進本部設置要綱

## (設置)

第1条 次世代育成支援対策行動計画を策定し、計画の実現を目指す施策を総合的に推進するため、芦屋市次世代育成支援対策行動計画庁内推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

## (所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 次世代育成支援対策行動計画の策定及び計画の総合的な推進に関すること。
- (2) 次世代育成支援対策行動計画に関する関係部局の総合調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、目的を達成するための必要な事項に関すること。

## (組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、保健福祉部を所管する助役をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

## (会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集する。

- 2 本部長は、推進本部を代表し、会議を総理する。
- 3 本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、副本部長がその職務を代理する。

## (幹事会)

第5条 推進本部は、その所掌事務に関する具体的な施策を検討するために、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は、保健福祉部長をもって充て、副委員長は、保健福祉部次長(総務担当)をもって充てる。
- 4 委員長は、幹事会を代表する。
- 5 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 6 委員は、別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 7 委員長が必要と認めるときは、幹事会に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を求め、若しくは資料の提出を求めることができる。

## (専門部会)

第6条 幹事会には、必要に応じて専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会の委員は、保健福祉部長が指名する。

## (事務局)

第7条 推進本部の庶務は、児童に関する事務を所管する課において行う。

## (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成16年5月1日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

（本部員）  
助役（建設担当）  
収入役  
教育長  
技監  
総務部長  
総務部参事（行政経営担当部長）  
総務部参事（財務担当部長）  
生活環境部長  
保健福祉部長  
建設部長  
建設部参事（都市計画担当部長）  
芦屋病院事務局長  
教育委員会管理部長  
教育委員会学校教育部長  
教育委員会社会教育部長

別表第 2（第 5 条関係）

（幹事会委員）  
総務部次長（総務担当）  
総務部次長（行政改革推進担当）  
総務部次長（企画担当）  
総務部主幹（男女共同参画推進担当課長）  
総務部財政課長  
生活環境部次長（総務担当）  
生活環境部児童センター所長  
保健福祉部健康課長  
保健福祉部障害福祉課長  
保健福祉部児童課長  
保健福祉部主幹（保育施策担当課長）  
建設部次長（総務担当）  
建設部次長（都市計画担当）  
芦屋病院事務局次長  
教育委員会管理部次長  
教育委員会学校教育部学校教育課長  
教育委員会社会教育部次長  
教育委員会社会教育部スポーツ・青少年課長

# 芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画

< 前 期 >

発行年月 平成 17 年 3 月

発 行 芦 屋 市

〒659-8501 芦屋市精道町 7 - 6

TEL 0797-38-2045